

○厚生労働省告示第三百五十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、平成二十三年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十三万三千円と定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫